# 金沢家庭裁判所委員会(第34回)議事概要

1 開催日時

令和3年7月16日(金)午後1時30分~午後3時30分

2 開催場所

金沢地方 • 家庭裁判所大会議室

3 出席者

瀬戸和夫委員, 辻雅由委員, 辻村渉委員, 中野達也委員, 萩原良典委員, 林桜子委員, 藤﨑勝治委員, 星野隆委員, 細川有希子委員, 吉村真幸委員長(五十音順)

(説明担当者)

仁瓶首席家裁調查官,山本次席家裁調查官,笠松家裁首席書記官,永井家裁事務局長,安野家裁事務局次長,七浦家裁総務課長

(事務担当者)

宮本地裁総務課課長補佐, 田中家裁総務課課長補佐, 北風地裁総務課文書係長

4 意見交換のテーマ

家庭裁判所が行う教育的措置について

- 5 進行
  - (1) 新任委員自己紹介
  - (2) 前回委員会における意見交換についての報告
  - (3) 裁判所からの概要説明
  - (4) 意見交換 発言の要旨は別紙のとおり
  - (5) 次回の意見交換テーマ 未定
  - (6) 次回開催日時未定

## (別紙)

意見交換における主な発言の要旨

## 【委員長】

委員自身のこれまでの御経験又は実例の御紹介、資質や環境に負因がある若年層の方への指導や対応の工夫例について、差し障りのない範囲で御発言をいただきたい。また、家庭裁判所が現在行っている教育的措置について工夫すべき点はないか、再非行防止に効果的な措置としてどのようなものが考えられるか、このような点についても、お考えなどをお聞かせ願いたい。

### 【委員】

ライオンズクラブの活動に携わっている関係で、青少年に関するボランティアを行っている。具体的には、身体に障害のある青少年を対象とするそば打ち体験、小学生向けのパソコンのプログラミング体験の外、防災訓練や薬物乱用防止教室なども行っている。また、金沢市内の全ての小学校4年生を対象に、金沢21世紀美術館の絵画を鑑賞してもらい、「何を描いた絵だと思ったか。」といったことについて、率直な感想を述べてもらうというような活動もしている。このほかには、子ども食堂の運営にも関わっているが、これらの活動は、青少年のために我々にもできることはないかと考えて、取り組んでいるものである。今後の活動としては、家庭裁判所のお世話になった少年についても、何らかの支援ができないかと考えているところである。

# 【委員】

過去に付添人を経験していた立場で話をしたい。付添人は、家庭裁判所に事件が送致される前から被疑者弁護人として少年と接することが多いため、意外と長い期間少年と関わる。万引きをした少年の中には、医療や教育についての専門的な支援が必要なケースもあるが、このような点についての振り分けを家庭裁判所がどのように行っているのか気になる。また、知人の弁護士から、身柄の拘束を伴わない鑑別を積極的に採用することができないかという意見もあった。この他、虐待が背景にある少年もいると思われるが、保護観察等の処分がなされた後の児童相談所との連携について、家庭裁判所として工夫されている点があればお伺いしたい。

## 【説明担当者】

児童相談所が関与していた少年が家庭裁判所に送致されることは、割合的には高いと思われる。事件が係属中の場合、家庭裁判所と児童相談所の間では頻繁に連絡を取り合って連携を図っているが、事件が終局するなどして係属していない場合は連携を図れない。お尋ねのように保護観察決定となった場合は、児童相談所と連携を図ってもらうよう適宜の方法で保護観察所に伝えている。

#### 【委員】

身柄の拘束を伴わない鑑別とは,具体的には少年が少年鑑別所に通う方法により鑑別を

受けるというものであり、在宅鑑別と言われている。実例はあるものの、現時点で件数は多くはない。成人の刑事事件では、犯した罪の重さが刑罰の重さにほぼ直結するが、少年事件では、犯した罪の重さ以外に要保護性という特有の要素を考慮している。例えば、犯した罪自体は軽微な場合であっても、当該少年の資質や環境に大きな負因がある場合には、在宅鑑別を実施したり、児童相談所やその他の関係機関と連携を図ったり、児童自立支援施設に送致するなどの保護処分決定をするといった対応をしている。

#### 【委員】

司法と福祉については、昔から何かと関わりがあると感じている。具体的には、成人の話になるが、社会福祉協議会が年に何回か刑務所に出向いて受刑者と金銭に関する話をしたり、出所した方に対して生活支援をしたりしている。子供について言えば、例えば親が問題を抱えている事案においては、その子供が学習をする環境すらないというケースもあることから、そのような場合には学習支援なども行っている。罪を犯す子供は、知的障害あるいは精神障害を有している場合もあれば、家庭環境に問題を有している場合もあると思われるが、福祉の立場ではそのような点について区別化を図って対応するようなことはあまりなく、誰もが社会の中でより多くの人と触れ合う機会を設けられるように取り組んでいる。また、福祉を提供する側としては、社会福祉協議会等が直接対応する場合もあるが、民生委員、ボランティア団体やNPO法人など、様々な立場の者がいろいろな切り口で対応をしている。裁判所においても、福祉などの裁判所以外の組織と連携を図っていく

# 【委員】

「子供たちの学力が低下しているのではないか。」という声を耳にしている。約3割の子供が割り算をすることができないとか、貧困により学習環境が整っていない子供が増加しているといった話もある。子供は、一般的には大人より物事に対する分別がないと思われる。それはものを知らなかったり、考える力がなかったりすることが大きな原因であるが、さらに言えば、言葉を知らなかったり、考える力がなかったりすることが大きな原因ではないかと思う。つまり、国語の力が備わっておらず、また、論理的な思考ができないため、自身が何者なのかも分からなくなり、鬱憤や不安が行動に現れることがあるのではないか。人によっては、罪を犯す場合もあるだろうし、家に引き籠もる場合もあるだろうし、スポーツで発散する場合もあるだろう。家庭裁判所ではいろいろなプログラムを用意しているとは思うが、一つのアイディアとして国語の勉強をする機会を設けて、ものを考える力を伸ばしてあげるようなことができないか。先ほども学習支援に関する話があったが、言葉で考える訓練がいろんなことの解決のベースになっていく可能性があるのではないかと普段から考えている。

#### 【委員長】

委員の方々の様々な御経験を踏まえ、少年に対する支援の振り分けや関係機関との連携 の重要性について御指摘を受けるとともに、思考力を向上させるために教育的措置におい て学習支援的な部分があっても良いのではないかとの御意見をいただいた。教育的措置の 在り方について,今後の取組を検討するに当たり参考にさせていただきたいと考えている。